

新城市介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日27高福第694号通知。以下「県要綱」という。）及び新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が交付する介護施設等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、介護施設等の高齢者施設（以下、「介護施設等」という。）に対して新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した介護施設等において、迅速かつ適切な感染拡大防止対策を実施し、利用者が安全安心な介護施設等の利用を支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県要綱第3条第6号アに規定する事業に該当するものであって、市長が必要と認めたものとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県要綱第3条第6号アのaからvに掲げる事業者であって、補助事業を行う者として市長が適当と認めた者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、介護施設等において感染が疑われる者が発生し、その者に対するポリメラーゼ連鎖反応を用いた新型コロナウイルス感染症診断のための検査（以下「PCR検査」という。）の実施が決定した場合において当該施設等の消毒・洗浄に必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）及び委託料とする。

2 前項の定めに関わらず、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

- (1) この要綱の適用日以前の事業に係る経費
- (2) 他の公費負担又は補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助を受けている事業に係る経費
- (3) 新型コロナウイルスの感染が疑われる者について、PCR検査の結果等により、感染していないことが判明してから新たに契約を締結する事業に係る経費
(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、県要綱第6条の規定による介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業の対象となる経費の全額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、市長が、補助事業の内容を考慮し、指定する期日までに提出しなければならない。

(交付決定通知)

第8条 規則第5条第1項の規定による補助金交付決定通知は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3)により市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を速やかに市に納付しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了

の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金についてはこの限りでない。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。ただし、急を要する事業として市長が認める場合はこの限りでない。

(5) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、市長が定める期限までに、納付しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による取下げは、申請者が第8条の通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内に書面にて行わなければならない。ただし、従業者が自宅待機の必要がある等正当な理由により、市長が期限の延長を認める場合はこの限りでない。

(計画変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、規則第9条第1項各号のいずれかに該当する場合（軽微な変更として市長が認めた場合を除く。）は、速やかに介護施設等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第10条第1項の規定による補助金の変更決定の通知は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業補助金変更決定通知書（様式第5）により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第15条の規定による補助事業の実績報告は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金実績報告書（様式第6）により行うものとし、市長が、補助事業の内容を考慮し、指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第13条 規則第16条の規定による補助金の額の確定通知は、介護施設等における

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金確定通知書（様式第7）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策支援事業費補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者に求めることができる。

（1） この要綱に従って補助事業が行われなかったとき。

（2） 補助事業の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。